

(案)

知立市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
15	1	4	1	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>(追記)</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し</u> 、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	愛知県 SDGs 推進本部会議（2019年7月16日開催）を踏まえた修正【県計画】
20	1	5	2	第2項 主な県関係機関 (1)愛知県安城警察署 ソ 緊急通行車両等 <u>の事前審査</u> 及び確認 <u>(追記)</u> を行う	第2項 主な県関係機関 (1)愛知県安城警察署 ソ 緊急通行車両等 <u>確認</u> 及び確認 <u>証明書の交付</u> を行う	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正【県計画】
26	2	1	2	第1項 知立市における措置 <u>(追記)</u> 市は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、自主防災組織の設置・育成を行う。災害に対する地域連帯の強化を図るため、自主防災組織が整備された地域においては、実践的な消火活動や定期的な訓練を行うなど、地域の防災活動の推進にかなりの成果を上げていることから、引き続き自主防災組織連絡協議会の開催、災害時の活動マニュアルの整備、自主防災組織リーダーの育成などを行い、自主防災組織の設置・育成により一層努めるものとする。 <u>(追記)</u> <u>市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団と</u>	第1項 知立市における措置 <u>(1) 自主防災組織の推進</u> 市は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、自主防災組織の設置・育成を行う。災害に対する地域連帯の強化を図るため、自主防災組織が整備された地域においては、実践的な消火活動や定期的な訓練を行うなど、地域の防災活動の推進にかなりの成果を上げていることから、引き続き自主防災組織連絡協議会の開催、災害時の活動マニュアルの整備、自主防災組織リーダーの育成などを行い、自主防災組織の設置・育成により一層努めるものとする。 <u>その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</u> <u>(2) に移動</u>	防災基本計画に基づく修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>これらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとし、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</u></p> <p>また、自主防災組織が行う防災活動、防災訓練等を事前に把握し、これらの事業に参画して各種活動を通じて啓発、指導を図る。把握した訓練情報に関しては、自主防災連絡協議会等を通じて他の自主防災組織に共有し、市全体の防災力向上に努めるものとする。</p> <p><u>その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>また、自主防災組織が行う防災活動、防災訓練等を事前に把握し、これらの事業に参画して各種活動を通じて啓発、指導を図る。把握した訓練情報に関しては、自主防災連絡協議会等を通じて他の自主防災組織に共有し、市全体の防災力向上に努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) に移動</u></p> <p><u>(2) 自主防災組織等の環境整備</u></p> <p><u>市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとし、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</u></p> <p><u>(3) 連携体制の確保</u></p> <p><u>いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>(追記)</u> 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を<u>(追記)</u> 図り、災害時にボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>連携が重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 防災ボランティア活動の環境整備</u> 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を<u>図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</u></p> <p><u>(5) 防災関係団体ネットワーク化</u> 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>	
38	2	2	3	<p>第3項 ガス施設 (2) 緊急操作設備の強化 オ <u>(追記)</u> 通信設備 <u>主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。</u></p>	<p>第3項 ガス施設 (2) 緊急操作設備の強化 オ <u>連絡・</u>通信設備 <u>災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。</u></p>	<p>防災業務計画の記載を踏まえた修正【県計画】</p>

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
50	2	3	1	第1項 知立市における措置 <u>(追記)</u>	第1項 知立市における措置 <u>(4) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> <u>市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u>	防災基本計画に基づく修正【県計画】
50	2	3	2	第1項 知立市における措置 (2) 建築物の火災耐力等増強策の促進 (略) 特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種 <u>の</u> 措置の徹底を図っていくものとする。 (建築基準法の防火規制) ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 <u>は</u> 、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、 <u>また</u> 、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	第1項 知立市における措置 (2) 建築物の火災耐力等増強策の促進 (略) 特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種 <u>(削除)</u> 措置の徹底を図っていくものとする。 (建築基準法の防火規制) ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 <u>(削除)</u> 階数が3以上であるものあるいは規模に応じて <u>(削除)</u> 一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	表記の整理【県計画】
57	2	5	1	第3項 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信施設・設備等 ア 通信施設の防災構造化等 通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系による	第3項 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信施設・設備等 ア 通信施設の防災構造化等 通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバツ	防災基本計画に基づく修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —4—

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				バックアップ対策 <u>(追記)</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	クアアップ対策、 <u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	
65	2	7		□ 基本方針 ○ 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、 <u>(追記)</u> ボランティア <u>(追記)</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	□ 基本方針 ○ 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、 <u>NPO・ボランティア</u> <u>関係</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	表記の整理【県計画】
66	2	7	1	第1項 知立市における措置 (2) 避難所の指定 <u>エ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や呼吸器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略)	第1項 知立市における措置 (2) 避難所の指定 <u>((3)に統合)</u> <u>エ</u> (略)	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<u>(追加)</u>	<u>オ (略)</u> <u>(3) 福祉避難所の整備</u> <u>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> <u>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> <u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める</u>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>(<u>3</u>) 避難所における防災機能の強化 (略)</p> <p>(<u>4</u>) 避難所における必要面積の確保 (略)</p> <p>(<u>5</u>) 避難所が備えるべき設備 (略)</p> <p>(<u>6</u>) 避難所の運営体制の整備</p> <p>イ マニュアルや訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>ものとする。</u></p> <p><u>エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>(<u>4</u>) 避難所における防災機能の強化 (略)</p> <p>(<u>5</u>) 避難所における必要面積の確保 (略)</p> <p>(<u>6</u>) 避難所が備えるべき設備 (略)</p> <p>(<u>7</u>) 避難所の運営体制の整備</p> <p>イ マニュアルや訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> <p><u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地</u></p>	

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>(7) 避難所の破損等への備え (略)</p>	<p><u>域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u> (8) 避難所の破損等への備え (略)</p>	
70	2	7	2	<p>第1項 知立市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等 (ア) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>(追記)</u> (4) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要と</p>	<p>第1項 知立市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等 (ア) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (4) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする <u>(削除)</u>外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —8—

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>する外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ <u>在日</u>外国人向けの防災講座開催と防災訓練の普及を図るよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>カ 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報 <u>(追記)</u> を活用する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ <u>(削除)</u>外国人向けの防災講座開催と防災訓練の普及を図るよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>カ 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報<u>等</u>を活用する。</p> <p><u>(5) 災害ケースマネジメント</u></p> <p><u>市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正【県計画】</p>
71	2	7	3	第1項 <u>(追記)</u> 知立市における措置	第1項 <u>県及び</u> 知立市における措置	表記の整理

(案)

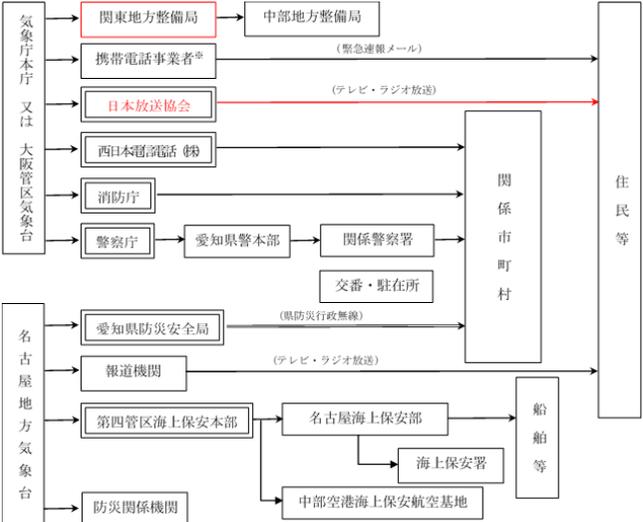
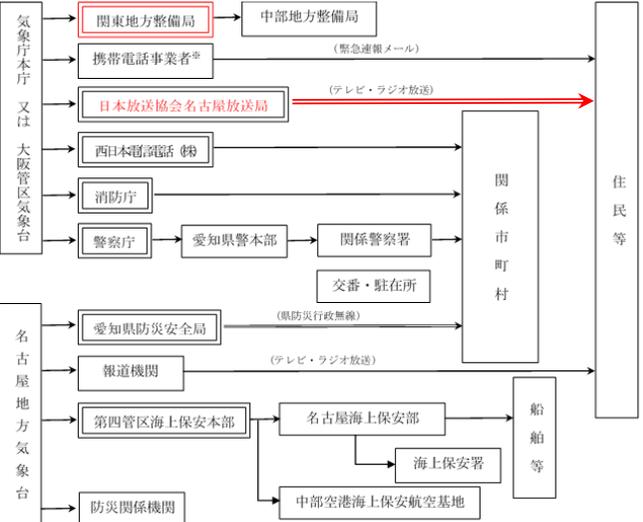
ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
78	2	9	2	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(4) 自衛隊</p> <p>市は、<u>(追記)</u> 自衛隊への<u>派遣要請</u>が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。</p> <p>また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、<u>(追記)</u> 自衛隊への<u>派遣要請</u>を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。</p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(4) 自衛隊</p> <p>市は、<u>県知事に対し</u>自衛隊への<u>災害派遣の要求</u>を迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。</p> <p>また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、<u>県知事に対し</u>自衛隊への<u>災害派遣の要求</u>を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。</p>	表記の整理
79	2	9	4	<p>第1項 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする <u>(追記)</u>。</p>	<p>第1項 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、<u>災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u></p>	令和6年1月30日付消防第14号消防庁国民保護・防災部防災課長通知に基づく修正【県計画】

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
95	3	1	1	<p>第1項 職員参集・動員 災害対策本部の所掌事務 保険健康部 保健班</p> <p>1 <u>医療</u>救護所の開設等応急医療の対応に関する こと。</p>	<p>第1項 職員参集・動員 災害対策本部の所掌事務 保険健康部 保健班</p> <p>1 <u>(削除)</u> 救護所の開設等応急医療の対応に関する こと。</p>	<p>表記の整理（「医療・ 救護所」、「医療救護 所」、「緊急救護所」、 「応急救護所」を「救 護所」に統一）【県計 画】</p>
102	3	1	2	<p>第1項 知立市における措置 (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災 害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとし る。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症 対策のため、派遣職員の健康管理<u>やマスク着用</u>等を徹 底するものとする。</p>	<p>第1項 知立市における措置 (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災 害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとし る。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症 対策のため、派遣職員の健康管理<u>(削除)</u>等を徹底す るものとする。</p>	<p>マスク着用の考え方 の見直しに伴う修正 (健康管理等にマス ク着用を含む)【県計 画】</p>
104	3	2	1	<p>第1項 知立市における措置 (1) 情報等の種類・内容等（気象庁又は名古屋地 方気象台発表） 地震に関する情報の種類 ア 緊急地震速報 気象庁は、<u>(追記)</u> 震度5弱以上を予想した場合ま たは長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度 4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以 上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発 表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以 上を予想等される場合、または長周期地震動階級1以 上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち<u>予想震度が</u>6弱</p>	<p>第1項 知立市における措置 (1) 情報等の種類・内容等（気象庁又は名古屋地 方気象台発表） 地震に関する情報の種類 ア 緊急地震速報 気象庁は、<u>最大</u>震度5弱以上を予想した場合または 長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以 上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を 予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表す る。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以 上を予想等される場合、または長周期地震動階級1以 上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち<u>(削除)</u> 震度<u>(削</u></p>	<p>気象庁が使用する用 語に統一【県計画】</p> <p>地震情報の種類の変 更【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —11—

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>以上または長周期地震動階級4 <u>(追記)</u> を特別警報に位置付けている。</p> <p>(2) 地震情報等の伝達</p> <p>ア 伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>地震情報等の伝達系統図</p>  <p>注) 二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号 <u>(追記)</u> の規定に基づく法定伝達先</p>	<p><u>除)</u> 6弱以上または長周期地震動階級4 <u>の揺れが予想される場合のもの</u> を特別警報に位置付けている。</p> <p>(2) 地震情報等の伝達</p> <p>ア 伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>地震情報等の伝達系統図</p>  <p>注) 二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号 <u>及び第3号並びに第9条</u> の規定に基づく法定伝達先</p>	<p>根拠となる法令の追記【県計画】</p>
119	3	3	1	<p>道路被害に関する報告系統</p> <p>知立建設事務所→愛知県建設局 道路維持課・<u>建設企画課</u></p>	<p>道路被害に関する報告系統</p> <p>知立建設事務所→愛知県建設局 道路維持課 <u>(削除)</u></p>	<p>報告系統の修正</p>

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
120	3	3	1	河川被害に関する報告系統 知立建設事務所→愛知県建設局 <u>建設企画課</u>	河川被害に関する報告系統 知立建設事務所→愛知県建設局 <u>河川課</u>	報告系統の修正
139	3	4	2	第2項 災害派遣要請依頼者(知立市)における措置 (2) 災害派遣の要請を受けることができる者及び 担任地域 陸上自衛隊 <u>第10特科連隊長</u>	第2項 災害派遣要請依頼者(知立市)における措置 (2) 災害派遣の要請を受けることができる者及び 担任地域 陸上自衛隊 <u>第6施設群長</u>	自衛隊の体制移行に伴う修正
141	3	4	2	第5項 災害派遣部隊の受入れ (5) ア (ア) ㊦ (ア) 離着地点及び無障害地帯の基準 c 大型機< <u>V-107及びUH-60J</u> >	第5項 災害派遣部隊の受入れ (5) ア (ア) ㊦ (ア) 離着地点及び無障害地帯の基準 c 大型機< <u>(削除)UH-60J</u> >	自衛隊での運用が終了していることに伴う修正
142	3	4	3	第1項 知立市における措置 (3) NPO・ボランティア関係団体等との連携 市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、 <u>情報を共有する場を設置するなどし</u> 、被災者のニーズや支援活動の全体像を <u>把握し</u> 、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。 <u>(追記)</u>	第1項 知立市における措置 (3) NPO・ボランティア関係団体等との連携 市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、 <u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u> 、被災者のニーズや支援活動の全体像を <u>関係者と積極的に共有し</u> 、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。 <u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めると</u>	防災基本計画に基づく修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<u>ともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u>	
145	3	5		□基本方針 ○ 倒壊家屋等の下敷き、 <u>地下街</u> やビルなどでの孤立、車両事故等による負傷者など早急に救出を要する事案が数多く現出するものと考えられる。	□基本方針 ○ 倒壊家屋等の下敷き、 <u>(削除)</u> ビルなどでの孤立、車両事故等による負傷者など早急に救出を要する事案が数多く現出するものと考えられる。	市内に地下街がないため。
145	3	5	1	第1項 知立市における措置 (4) 現場救護所の設置 災害現場では <u>応急</u> 救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と協力し、傷病者の応急手当、振り分け(トリアージ)を行う。	第1項 知立市における措置 (4) 現場救護所の設置 災害現場では <u>(削除)</u> 救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と協力し、傷病者の応急手当、振り分け(トリアージ)を行う。	表記の整理(「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「 <u>応急救護所</u> 」を「救護所」に統一)【県計画】
154	3	7	1	第1項 応急医療体制の確保 (1) 初動体制の確保 (略) また、被災地域内の定められた場所が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等を考慮しながら、安全な場所に <u>医療</u> 救護所を設置し、応急医療を行う。 (2) 医療救護班の編成 <u>医療</u> 救護所等において応急救護を行うため、刈谷医師会知立支部会員全員で医療救護班を編成する。	第1項 応急医療体制の確保 (1) 初動体制の確保 (略) また、被災地域内の定められた場所が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等を考慮しながら、安全な場所に <u>(削除)</u> 救護所を設置し、応急医療を行う。 (2) 医療救護班の編成 <u>(削除)</u> 救護所等において応急救護を行うため、刈谷医師会知立支部会員全員で医療救護班を編成する。	表記の整理(「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「 <u>応急救護所</u> 」を「救護所」に統一)【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>(略)</p> <p>(4) <u>医療</u>救護所の設置</p> <p>学校等に<u>医療</u>救護所を設置し、中等傷患者に対する処置及び重傷患者に対する受入れを伴わない初期応急医療に相当する応急処置を行うとともに管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。</p> <p>第2項 応急医療活動</p> <p>(2) 医療救護班による医療活動</p> <p>イ 医療救護班の配置</p> <p>被災地域内の医療情報の拠点に応援職員を派遣して、各<u>医療</u>救護所等に配置する医療救護班の連絡・調整を行う。</p> <p>(3) 医薬品等の供給</p> <p>関係機関において緊急輸送道路を確保したうえで、3 <u>医療</u>救護所（西小・南小・来迎寺小）、各小学校区防災倉庫、避難所に備蓄している医薬品、知立市薬剤師会と流通備蓄されている災害用医薬品等を<u>医療</u>救護所等に速やかに供給し、災害初期における人命救助に万全を期する。</p> <p>また、輸血用血液製剤については、県を通じて県内血液センターが供給する。また、必要に応じて県及び日本赤十字社愛知県支部に要請し、県外からの供給を受ける。</p> <p>(4) 患者急増時の対応体制の整備</p> <p>ア 搬送体制等</p> <p>(ア) 被災場所から救護所及び<u>医療救護所</u>への搬送は原則として家庭、自主防災組織、消防団が行う。</p>	<p>(略)</p> <p>(4) <u>(削除)</u> 救護所の設置</p> <p>学校等に<u>(削除)</u> 救護所を設置し、中等傷患者に対する処置及び重傷患者に対する受入れを伴わない初期応急医療に相当する応急処置を行うとともに管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。</p> <p>第2項 応急医療活動</p> <p>(2) 医療救護班による医療活動</p> <p>イ 医療救護班の配置</p> <p>被災地域内の医療情報の拠点に応援職員を派遣して、各<u>(削除)</u> 救護所等に配置する医療救護班の連絡・調整を行う。</p> <p>(3) 医薬品等の供給</p> <p>関係機関において緊急輸送道路を確保したうえで、3 <u>(削除)</u> 救護所（西小・南小・来迎寺小）、各小学校区防災倉庫、避難所に備蓄している医薬品、知立市薬剤師会と流通備蓄されている災害用医薬品等を<u>(削除)</u> 救護所等に速やかに供給し、災害初期における人命救助に万全を期する。</p> <p>また、輸血用血液製剤については、県を通じて県内血液センターが供給する。また、必要に応じて県及び日本赤十字社愛知県支部に要請し、県外からの供給を受ける。</p> <p>(4) 患者急増時の対応体制の整備</p> <p>ア 搬送体制等</p> <p>(ア) 被災場所から救護所<u>(削除)</u>への搬送は原則として家庭、自主防災組織、消防団が行う。</p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>(イ) <u>医療</u>救護所から後方支援病院への搬送は、原則として市が行う。</p> <p>(略)</p> <p>エ 市民及び自主防災組織の活動</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 医師の処置が必要な疾病者を<u>医療</u>救護所まで搬送する。</p> <p>(エ) <u>医療</u>救護所から後方支援病院までの重症患者の搬送に協力する。</p>	<p>(イ) <u>(削除)</u>救護所から後方支援病院への搬送は、原則として市が行う。</p> <p>(略)</p> <p>エ 市民及び自主防災組織の活動</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 医師の処置が必要な疾病者を<u>(削除)</u>救護所まで搬送する。</p> <p>(エ) <u>(削除)</u>救護所から後方支援病院までの重症患者の搬送に協力する。</p>	
160	3	8	1	<p>第1項 県警察における措置</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条<u>(追記)</u>の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両<u>等届出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。<u>なお、車両の使用者が届出の際に、県公安委員会が当該車両を事前に緊急通行車両に該当することを審査したことを証する「緊急通行車両等事前届出済証」を示したときは、確認のため必要な審査を省略することができる。</u></p> <p>ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申請者</u>に交付する。</p>	<p>第1項 県警察における措置</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条<u>第1項</u>の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両<u>確認申出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。<u>(削除)</u></p> <p>ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申出者</u>に交付する。</p>	<p>災害対策基本法施行令の改正に伴う修正</p> <p>【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
165	3	8	5	<p>第2項 緊急通行車両の<u>事前届出及び</u>確認 (略)</p> <p>また、緊急輸送を行う計画のある車両については、 県公安委員会へ緊急通行車両等の<u>事前届出</u>を行うこととする。</p>	<p>第2項 緊急通行車両の<u>(削除)</u>確認 (略)</p> <p>また、緊急輸送を行う計画のある車両については、 県公安委員会へ緊急通行車両等の<u>確認申出</u>を行うこととする。</p>	<p>災害対策基本法施行令の改正に伴う修正 【県計画】</p>
189	3	15	1	<p>第2項 中部電力パワーグリッド株式会社における措置</p> <p><u>(1) 大規模地震が発生した場合の対策</u></p> <p><u>ア</u> 非常災害対策本部の設置 (略)</p> <p><u>イ</u> 情報の収集と伝達 (略)</p> <p><u>ウ</u> <u>災害時における</u>危険防止措置<u>(追記)</u> (略)</p> <p><u>エ</u> <u>復旧方法</u></p> <p><u>(ア)</u> 優先的に復旧する設備、施設</p> <p><u>a</u> 電力会社側 (略)</p> <p><u>b</u> 利用者側</p> <p><u>・</u>人命に関わる病院</p> <p><u>・</u>災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設</p> <p><u>(イ)</u> 復旧方法</p> <p><u>a</u> 変電設備 (略)</p>	<p>第2項 中部電力パワーグリッド株式会社における措置</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1)</u> 非常災害対策本部の設置 (略)</p> <p><u>(2)</u> 情報の収集と伝達 (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>(削除)</u>危険防止措置<u>の実施</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> <u>応急復旧活動の実施</u></p> <p><u>ア</u> 優先的に復旧する設備、施設</p> <p><u>(ア)</u> 電力会社側 (略)</p> <p><u>(イ)</u> 利用者側</p> <p><u>a</u> 人命に関わる病院</p> <p><u>b</u> 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設</p> <p><u>イ</u> 復旧方法</p> <p><u>(ア)</u> 変電設備 (略)</p>	<p>内容の見直しによる修正</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>b</u> 送配電設備 (略) <u>(追記)</u></p> <p><u>オ</u> 要員、資機材等の確保 <u>(ア)</u> 要員の確保 (略) <u>(イ)</u> 資機材の確保 発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。<u>(追記)</u></p> <p><u>カ</u> 広報体制 <u>(ア)</u> 利用者に対する広報 <u>a</u> 災害時におけるPR (略) <u>b</u> 臨時電気相談窓口の設置 (略) <u>(イ)</u> 地域防災機関との協調 (略)</p> <p><u>キ</u> 広域運営による応援 (略)</p> <p><u>ク</u> 電源車等の配備</p>	<p><u>(イ)</u> 送配電設備 (略) <u>ウ</u> <u>関係機関との連携</u> <u>路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。</u></p> <p><u>(5)</u> 要員、資機材等の確保 <u>ア</u> 要員の確保 (略) <u>イ</u> 資機材の確保 発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。<u>また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(6)</u> 広報活動の実施 <u>ア</u> 利用者に対する広報 <u>(ア)</u> 災害時におけるPR (略) <u>(イ)</u> 臨時電気相談窓口の設置 (略) <u>イ</u> 地域防災機関との協調 (略) <u>(7)</u> 広域運営による応援 (略) <u>(8)</u> 電源車等の配備</p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				(略)	(略)	
191	3	15	2	<p>第2項 東邦瓦斯株式会社における措置</p> <p><u>(1) 大規模災害が発生した場合</u></p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>ア 情報の収集</u></p> <p>(略)</p> <p><u>イ ガス供給停止</u></p> <p><u>導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。</u></p>	<p>第2項 東邦瓦斯株式会社における措置</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 災害対策本部の設置</u></p> <p>地震発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。</p> <p>(震度5弱以上の地震が発生したときは、<u>あらかじめ定められた</u>防災要員は呼び出しを待たずに自動出社する。)</p> <p><u>(2) 情報の収集</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 緊急対応措置の実施</u></p> <p><u>ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。</u></p> <p><u>(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合</u></p> <p><u>(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合</u></p> <p><u>イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ</u></p>	<p>自社グループ防災業務計画の記載を踏まえた修正【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>ウ</u> <u>緊急動員</u> 地震発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。 緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。 (震度5弱以上の地震が発生したときは、<u>(追記)</u> 防災要員は呼び出しを待たずに自動出社する。)</p> <p><u>エ</u> 応援の要請 (略)</p> <p><u>オ</u> 応急復旧<u>作業</u> (略)</p> <p><u>(ア)</u> 需要家の閉栓の確認 <u>(イ)</u> 導管の被害箇所の調査及び修理 <u>(ウ)</u> 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理</p>	<p><u>め</u> <u>定めた供給停止判断基準値未滿を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げ</u> <u>るような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。</u></p> <p><u>(ア)</u> <u>道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合</u></p> <p><u>(イ)</u> <u>ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合</u></p> <p><u>(1)</u> <u>に移動</u></p> <p><u>(4)</u> 応援の要請 (略)</p> <p><u>(5)</u> 応急復旧<u>活動の実施</u> (略)</p> <p><u>ア</u> 需要家の閉栓の確認 <u>イ</u> 導管の被害箇所の調査及び修理 <u>ウ</u> 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理 <u>エ</u> 需要家の開栓、試点火</p> <p><u>なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>(エ) 需要家の開栓、試点火</u> <u>(追記)</u></p> <p><u>カ 広報活動の実施</u> (略)</p> <p><u>(2) 激甚な大規模災害が発生した場合</u> <u>ア ガス供給停止</u> <u>各種の被害情報を総合的に判断し、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。</u> <u>イ 救援隊の受入れ</u> <u>一般社団法人日本ガス協会に対し、速やかに全国規模での救援隊派遣を要請する。</u> <u>ウ 応急復旧用資機材置場等の確保</u> <u>大規模な災害復旧活動のために、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となるので、関係諸官庁等と連携し、迅速な確保に努める。</u> <u>エ 応急復旧作業</u> <u>応急復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、救護所等の重要施設については、可能な限り早期復旧に努める。</u></p> <p>第3項 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置</p>	<p><u>度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。</u> <u>また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。</u></p> <p><u>(6) 広報活動の実施</u> (略) <u>(削除)</u></p> <p>第3項 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置 <u>(削除)</u></p>	

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>(1) 大規模災害が発生した場合の対策</u></p> <p><u>ア 災害対策本部の設置</u> 震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。 <u>(追記)</u></p> <p><u>イ 情報収集</u> (略)</p> <p><u>ウ 緊急動員</u> <u>必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。</u> <u>(追記)</u></p> <p><u>エ 応援の要請</u> 被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。 <u>(追記)</u></p>	<p><u>(1) 災害対策本部の設置</u> 震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。 <u>必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。</u></p> <p><u>(2) 情報収集</u> (略) <u>(削除)</u> <u>(1) に移動</u></p> <p><u>(3) 緊急対応措置の実施</u> <u>愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。</u></p> <p><u>(4) 応援の要請</u> 被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。 <u>必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮でき</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>オ 緊急対応措置の実施</u> <u>愛知県L Pガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。</u></p> <p><u>カ 応急復旧活動の実施</u> 愛知県L Pガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。 <u>(追記)</u></p> <p><u>キ 広報活動の実施</u> (略)</p> <p><u>(2) 甚大な大規模災害が発生した場合の対策</u></p> <p><u>ア 緊急対応措置</u> <u>被害状況の確認と二次災害の発生防止に努める。二次災害の恐れがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行う。</u> <u>安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。</u></p> <p><u>イ 広域応援体制の整備</u> <u>一般社団法人日本L Pガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。</u></p>	<p><u>るよう受入体制を整備する。</u> <u>(3) に移動</u></p> <p><u>(5) 応急復旧活動の実施</u> 愛知県L Pガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。 <u>なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。</u></p> <p><u>(6) 広報活動の実施</u> (略) <u>(削除)</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>ウ 応急復旧</u></p> <p><u>応急復旧は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。</u></p>		
194	3	15	5	<p>第1項 通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、<u>大規模災害によって電気通信設備に甚大な被害を受けた場合は、被災の全容を迅速に把握するとともに、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</u></p> <p>また、<u>必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資機材及び輸送の手当てを行い、復旧にあたっては行政機関、ライフライン事業者等と連携し、早期復旧に努める。</u></p> <p>(1) <u>大規模災害時における応急復旧</u></p> <p><u>ア 非常参集等の緊急プログラムを発動し、災害対策本部等の設置、復旧要員等を動員し、(追記)</u></p> <p>垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。</p>	<p>第1項 通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、<u>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</u>また、<u>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)する。</u></p> <p>(1) <u>災害対策本部の設置</u> <u>(削除) 非常参集等の緊急プログラムを発動し、(削除) 復旧要員等を動員し、災害対策本部を設置する。</u></p> <p>(2) <u>緊急対応措置の実施</u></p> <p>垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。</p>	防災計画のによる修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>(追記)</u></p> <p><u>イ</u> 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。</p> <p><u>ウ</u> <u>激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。</u></p> <p><u>(2)</u> 具体的な応急復旧措置は、次のとおり。</p> <p>ア 西日本電信電話株式会社</p> <p>(ア) 伝送路が被災した場合</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 交換機が被災した場合</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 電力設備が被災した場合</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合</p> <p>(略)</p> <p>イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>(ア) 伝送路が被災した場合</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 電力設備が被災した場合</p> <p>(略)</p> <p><u>(3)</u> 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用</p> <p>(略)</p>	<p><u>(3) 応急復旧活動の実施</u></p> <p><u>(削除)</u> 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。</p> <p><u>(5) に移動</u></p> <p><u>(削除)</u> 具体的な応急復旧措置は、次のとおり。</p> <p>ア 西日本電信電話株式会社</p> <p>(ア) 伝送路が被災した場合</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 交換機が被災した場合</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 電力設備が被災した場合</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合</p> <p>(略)</p> <p>イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>(ア) 伝送路が被災した場合</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 電力設備が被災した場合</p> <p>(略)</p> <p><u>(4)</u> 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用</p> <p>(略)</p>	

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>(追記)</u></p> <p><u>第2項 KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモにおける措置</u></p> <p><u>(1) KDDI株式会社</u></p> <p><u>KDDI株式会社は、国内・国際電気通信及び移動通信のため、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。</u></p> <p><u>ア 可能な限り代替伝送路を設定し、回線の確保をはかる。</u></p> <p><u>イ 商用電源、自家発電等通信用電源の確保に必要な措置を行う。</u></p> <p><u>ウ 車載型無線基地局、移動電源車等を被災地域へ派遣し、通信の応急復旧を図る。</u></p> <p><u>(2) 株式会社NTTドコモ</u></p> <p><u>株式会社NTTドコモは、移動通信のため、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。</u></p> <p><u>ア 可能な限り代替伝送路を設定し、回線の確保を図る。</u></p> <p><u>イ 災害対策機器(移動電源車、移動無線基地局車等)を使用し応急復旧を図る。</u></p> <p><u>第3項 ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株</u></p>	<p><u>(5) 応援体制の確立</u></p> <p>激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制(広域応援体制)により効率的復旧を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p>	

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>式会社</u>における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>(追記)</u></p> <p>第<u>4</u>項 知立市及び防災関係機関における措置</p> <p>大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、<u>道路公団</u>、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(1) 要員の確保</p>	<p>第<u>2</u>項 <u>移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）</u>における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p>第<u>3</u>項 知立市及び防災関係機関における措置</p> <p>大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、<u>中日本高速道路株式会社</u>、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。</p> <p><u>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる市有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。</u></p>	

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>(略)</p> <p>(2) 応急用資機材の確保 非常用電源（自家発電用施設、電池等）移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など、<u>応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っていくことが必要である。</u></p> <p>第5項 放送事業者における措置 (略)</p>	<p>(1) 要員の確保 (略)</p> <p>(2) 応急用資機材の確保 非常用電源（自家発電用施設、電池等）移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など <u>(削除)</u></p> <p>第4項 放送事業者における措置 (略)</p>	
203	3	17		<p><input type="checkbox"/> 基本方針</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 応急仮設住宅の建設・修理等</p> <p>○ (略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の措置や被災家屋の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める <u>ものとする。</u></p>	<p><input type="checkbox"/> 基本方針</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 応急仮設住宅の建設・修理等</p> <p>○ (略)</p> <p><u>○ 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の措置や被災家屋の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める <u>(削除)。</u></p>	風水害対策計画との整合

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
205	3	17	3	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(1) 建設の方針</p> <p>ウ 建設の時期</p> <p><u>地震</u>災害が発生した日から原則として 20 日以内に着工するものとする。</p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営</p> <p>ア 入居対象者</p> <p><u>地震</u>災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。</p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(1) 建設の方針</p> <p>ウ 建設の時期</p> <p><u>(削除)</u>災害が発生した日から原則として 20 日以内に着工するものとする。</p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営</p> <p>ア 入居対象者</p> <p><u>(削除)</u>災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。</p>	表記の整理【建築課】
206	3	17	4	<p>第1項 知立市における措置</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(追記)</u>被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。</p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p><u>(1) 住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。</u></p> <p><u>(2) 災害救助法が適用されない場合において、市が被災住宅調査等により住宅の応急修理が必要と判断したときは、市が行う。</u></p> <p><u>(3) 被災住宅の応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次とおり実施する。</u></p> <p><u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p><u>(ア) 応急修理を受ける者の範囲</u></p> <p><u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。</u></p> <p><u>(イ) 修理の範囲</u></p> <p><u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大する</u></p>	災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号)の一部改正のため。令和 5 年 4 月 1 日から適用【県計画、建築課】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>(追記)</u></p> <p><u>(1) 修理の対象住家</u> 住家が半壊又は半焼し、かつ、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(2) 修理の範囲</u> 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</p> <p><u>(3) 修理の費用</u> 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</p> <p><u>(4) 修理の期間</u> 地震災害が発生してから3か月以内(災害対策基本</p>	<p><u>おそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分。</u></p> <p><u>(ウ) 修理の費用</u> 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</p> <p><u>(エ) 修理の期間</u> 災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p><u>(オ) 修理の方法</u> 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</p> <p><u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p><u>(ア) 応急修理を受ける者の範囲</u></p> <p>a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者</p> <p>b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p><u>(イ) 修理の範囲</u> 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</p> <p><u>(ウ) 修理の費用</u> 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</p> <p><u>(エ) 修理の期間</u></p> <p><u>(削除)</u> 災害が発生してから3か月以内(災害対策</p>	

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>法に基づく国の災害対策本部が設置された場合には、6か月以内)に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p><u>(5) 修理の方法</u> 住宅の応急修理は、<u>応急仮設住宅の建設の方法に準じて現物給付をもって実施する。</u></p> <p><u>(6) 協力要請</u> <u>(略)</u></p> <p><u>(7) 給付対象者の範囲</u> <u>(略)</u></p>	<p>基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p><u>(オ) 修理の方法</u> 住宅の応急修理は、<u>(削除) 現物給付をもって実施する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	
221	4	5	1	<p>第1節 罹災証明書の交付等 第1項 知立市における措置</p> <p><u>(1) 罹災証明書の交付</u> 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p><u>(2) 被災者台帳の作成</u> <u>必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に</u></p>	<p>第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u> 第1項 知立市における措置</p> <p><u>(表題の削除)</u> 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p><u>(修正後第2節に記載)</u></p>	<p>防災基本計画に基づく修正及び表記の整理【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p> <p>第2項 県における措置</p> <p>(1) 市町村の支援<u>等</u></p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。</p> <p><u>(2) 市町村への情報の提供</u></p> <p><u>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第2項 県における措置</p> <p>(1) 市町村の支援 <u>(削除)</u></p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。</p> <p><u>(修正後第2節に記載)</u></p> <p><u>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメ</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<p><u>ントの実施</u></p> <p><u>第1項 知立市における措置</u></p> <p><u>(1) 被災者台帳の作成</u></p> <p><u>必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p> <p><u>(2) 災害ケースマネジメントの実施</u></p> <p><u>被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u></p> <p><u>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u></p> <p><u>第2項 県における措置</u></p> <p><u>(1) 市町村への被災者に関する情報の提供</u></p> <p><u>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>第2節 被災者への<u>経済的支援等</u></p> <p>第3節 住宅等対策</p> <p>第4節 労働者対策</p>	<p><u>(2) 市町村の支援</u></p> <p><u>県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。</u></p> <p>第3節 被災者への<u>支援金等の支給、税の減免等</u></p> <p>第4節 住宅等対策</p> <p>第5節 労働者対策</p>	
228	5	1	2	<p>第4項 市が管理等を行う道路及びその他の施設に関する対策</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>イ 個別事項</p> <p>(ア) 市立学校にあっては、次に掲げる事項 <u>(追記)</u></p> <p>(イ) 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項 <u>(追記)</u></p> <p>(2) 公共土木施設等</p> <p>道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等 <u>(追記)</u></p>	<p>第4項 市が管理等を行う道路及びその他の施設に関する対策</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>イ 個別事項</p> <p>(ア) 市立学校にあっては、次に掲げる事項 <u>を定めることとする。</u></p> <p>(イ) 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項 <u>を定めることとする。</u></p> <p>(2) 公共土木施設等</p> <p>道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等 <u>について定めるものとする。</u></p>	表記の修正【県計画】
19		4	4	<p>第1項 県公安委員会における措置</p> <p>(4) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認</p> <p>県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は</p>	<p>第1項 県公安委員会における措置</p> <p>(4) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認</p> <p>県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は</p>	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条 <u>(追記)</u> の規定により緊急輸送車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認<u>申請</u></p> <p>緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、<u>第4編第23章で定める「緊急通行車両等届出書」</u>を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付</p> <p>緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「<u>緊急通行車両等届出書</u>」を、第3編第8章で定める標章とともに<u>申請者</u>に交付する。 <u>(追記)</u></p>	<p>制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条 <u>第1項</u>の規定により緊急輸送車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認<u>届出</u></p> <p>緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、<u>(削除)「緊急輸送車両確認申出書」</u>を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付</p> <p>緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「<u>緊急輸送車両確認証明書</u>」を、第3編第8章で定める標章とともに<u>申出者</u>に交付する。</p> <p><u>(5) 緊急輸送車両確認の効力</u> <u>大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。</u></p>	
25	4	12	<p>第6項 緊急輸送車両の<u>事前</u>届出及び確認</p> <p>(1) 緊急輸送車両の<u>事前</u>届出</p> <p>緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の<u>事前</u>届出を行うこととする。</p>	<p>第6項 緊急輸送車両の<u>確認</u>届出及び確認</p> <p>(1) 緊急輸送車両の<u>確認</u>届出</p> <p>緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の<u>確認</u>届出を行うこととする。</p>	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正及び表記の整理【県計画】	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<u>(2) 緊急通行車両等事前届出済証の交付範囲</u> <u>事前届出済証を交付する車両の範囲は、本計画に定める地震防災応急対策を実施するために必要とされるもので、かつ、第3項の緊急輸送の対象となる人員、物資等の輸送に必要な範囲の車両とする。</u>	<u>(2) 大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、第4節第1項(4)に定めるところによる。</u>	